

北海道選挙管理委員会告示第38号

平成31年3月28日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成31年4月30日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,098	根室市	7,436
札幌市北区	80,434	千歳市	26,892
札幌市東区	74,286	滝川市	11,680
札幌市白石区	61,246	登別市	13,950
札幌市厚別区	36,835	恵庭市	19,524
札幌市豊平区	64,098	伊達市	9,871
札幌市清田区	31,853	北広島市	16,617
札幌市南区	39,855	北斗市	13,000
札幌市西区	61,471	空知地域	50,856
札幌市手稲区	40,096	石狩地域	22,049
函館市	75,382	後志地域	25,904
小樽市	34,377	胆振地域	15,483
旭川市	96,901	日高地域	18,962
室蘭市	24,516	渡島地域	25,982
釧路市	49,024	檜山地域	10,635
帯広市	47,445	上川地域	37,168
北見市	33,819	留萌地域	13,337
岩見沢市	23,702	宗谷地域	8,402
網走市	10,168	オホーツク東地域	17,209
苫小牧市	48,284	オホーツク西地域	19,469
稚内市	9,759	十勝地域	48,723
江別市	33,985	釧路地域	17,250
名寄市	7,888	根室地域	13,500